

岩手労働局登録教習機関  
令和 6 年公示第 1 号

登録教習機関の業務廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 77 条第 3 項において準用する労働安全衛生法第 49 条の規定による届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

登録教習機関の住所 東京都江東区亀戸 6 丁目 41 番 20 号

代表者職氏名 会長 前田 豊

技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所  
岩手県紫波郡矢巾町広宮沢 11-507-8

廃止しようとする技能講習及び登録番号

ショベルローダー等運転技能講習 21-5

廃止年月日 令和 6 年 2 月 5 日

令和 6 年 2 月 7 日

岩手労働局長